

交付申請書を提出時の添付書類

希望届を提出し、国から「交付申請書」が届きましたら下記書類を用意する必要があります。

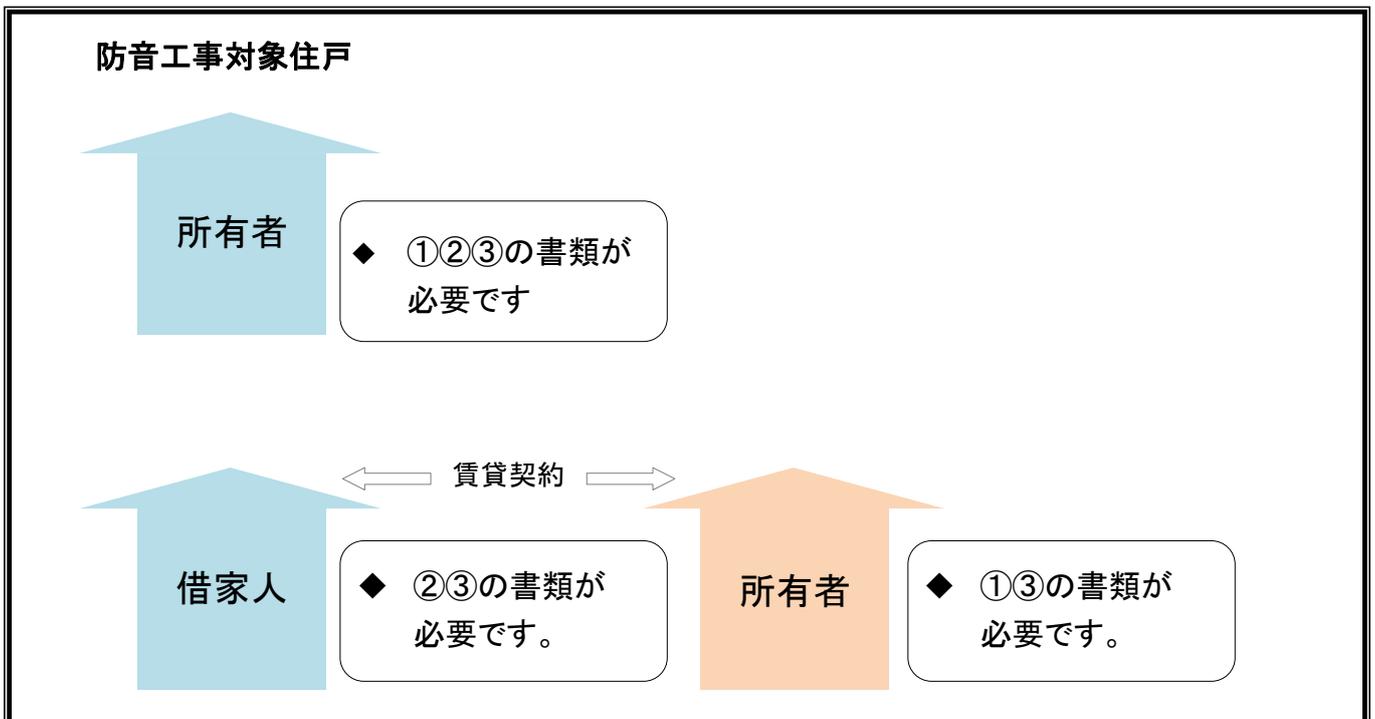
- ① 対象住戸の登記事項証明書又は、家屋所在証明書
- ② 住民票(世帯全員記載のもの)
- ③ 印鑑登録証明書(借家の場合は所有者と借家人両者のもの)

※これらは申込み前3ヶ月以内に作成されたものが必要となります。

※①は、防音工事を実施する住戸の所有者を確認する為に必要となります。
所有者が複数人と記載されている場合は全員の承諾(※注)が必要となります。

※②は、現在入居している人を確認する為の書類ですので、借家の場合は借家人のものが必要です。
また、防音工事は人数に応じて工事できる居室数が異なりますので、居住関係を証明する世帯全員のお名前が記載されているものを取得して下さい。

※③は、所有者及び借家人の両者のものが必要となります。)。
但し、交付申込書の提出時または、現地調査の際に、「運転免許証」「健康保険の被保険者証」及び、「外国人登録証明書」等により、工事希望者の本人確認が出来る場合は、印鑑証明書を添付して頂く必要はありません。



(※注)所有者が複数人いる場合は、別に承諾書が必要となり、承諾書に印鑑証明書を添付して頂きます。